

令和元年度原子力規制委員会
第39回会議議事録

令和元年10月30日（水）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第39回会議

令和元年10月30日

10:30～11:40

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：公益財団法人原子力安全技術センターの「登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関」への登録について
- 議題2：次期中期目標案について（第2回）
- 議題3：特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について
- 議題4：東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに係る意見募集の実施について
- 議題5：令和元年度第2四半期の保安検査の実施状況等について

○更田委員長

それでは、これより第39回原子力規制委員会を始めます。

今日は伴委員はフランスへ出張していますので、4人で進めていきます。

最初の議題は、「公益財団法人原子力安全技術センターの『登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関』への登録について」。

説明は放射線規制担当の宮本管理官から。

○宮本長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制担当の宮本でございます。

資料1となっております。講習機関への登録ということでございますが、最初に12ページの参考2を御覧いただきたいと思っております。

まず、この登録機関というものは、放射線障害防止法（※正しくは、放射性同位元素等規制法（放射性同位元素等の規制に関する法律））に基づきまして登録の申請があった機関について登録し、登録機関は放射線同位元素等規制法に基づく各種の業務を行うことになってございます。これまで各種登録機関というものがございましてけれども、今回はその中で一番下でございます防護管理者定期講習機関（特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関）について、原子力安全技術センターから登録の申請があったというものでございます。この特定放射性同位元素等防護管理者定期講習と申しますのは、本年9月より特定放射性同位元素等の施設におきましても、防護の規制、いわゆるセキュリティの規制が掛かることになりました。それに伴って、各使用者におきましては、防護管理者（特定放射性同位元素防護管理者）を置くことになったわけでございますけれども、その防護管理者は定期的に講習を受けなければならないことになっております。そのための講習を行う機関ということで申請があったものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、この申請に対して登録するためには、登録要件、あるいは欠格条項について確認するというところで登録になるというものでございます。また、それぞれ確認してございますけれども、原子力安全技術センター、先ほど参考2で御覧いただきましたとおり、各種登録機関としての業務を行ってございます。これらの登録要件等につきましては、個別の業務に関するもの及び法人全体に係るものがございましてけれども、法人全体に係るものにつきましては、これらの更新のときでございますとか、立入検査によりまして確認しているという内容もございまして。

個別の内容につきましては、まず3ページでございますけれども、申請書が、必要な書類が提出されているかということでございます。形式的なことではございますけれども、それぞれの規定の書類が提出されていることを確認してございます。

それから、4ページ目が登録要件の適合の確認でございます。これは3点ございましてけれども、（表2の）（1）と（2）が防護管理者定期講習機関固有の内容となっております。

1番目（（1））の講習におきましては、必要な科目を行うこと、これは、どの項目を

行うかが規則（登録認証機関等に関する規則）に定められてございますけれども、その規則に定められた項目を行うという申請内容になってございます。

それから、2番目（（2））といたしまして、講師が知識経験を有しているという内容がございまして、これにつきましては、8ページを御覧いただきたいのですが、このうちの下のほう、（放射性同位元素等規制法の）第41条の42の第1項第2号に「知識経験を有する講師」ということとございまして、原則として2年以上の実務経験がある者となってございますけれども、それとともに同等以上の知識経験を有する者となってございます。このところは、防護管理者の実務経験というのは、先ほど申し上げましたように本年9月から（の規制開始）ということで、これに対応する者はいないということで、最後の13ページ、以前に原子力規制委員会で御議論いただきましたけれども、人材育成プログラム（特定放射性同位元素防護管理者育成プログラム）を原子力規制庁で行いまして、それを受講した者を、（放射性同位元素等規制法第41条の42の第1項第2号の）「ロ」にございます同等の知識経験を有する者としませうということでございまして、申請の中では、受講した者が3名いて、その者が講師に当たるということで申請されているものでございます。

それから、また4ページの（3）、それから、5ページの欠格条項は法人全体に係るものでございまして、これらについても問題ないことを確認しているものでございます。

最後に、1ページに戻っていただきまして、これで登録してよろしいということでございましたら、6ページにございます通知を申請者に行うこと、それから、官報に公示をしたいと考えてございます。

なお、業務を始めるに当たりましては、この登録だけではなくて、具体的なことを定めた業務規程（特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程）を策定し、我々に届出があって、それを我々で確認してから業務を開始することになってございます。

説明は以上でございまして。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。

特に御異論がないようでしたら、公益財団法人原子力安全技術センターの登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関への登録について決定したいと思います。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

ありがとうございました。それでは、手続を進めてください。

2つ目の議題ですが、先週の原子力規制委員会で事務局からたたき台が示されて、次期中期目標の構成について議論したところですが、事務局案は政策評価懇談会からのコメントも踏まえて、第1期のものとは構成が、柱建てが異なっていて、どちらかというと粛々とやるもの、改善していくもの、チャレンジものが最初の3つに並んでいるような構成であったと。一方、第1期の方は、どちらかというと分野と組織の構成を基準とし

たものになっていたと。

5人の意見ですけれども、ごくごくざっくりまとめると、私と石渡委員がどちらかという第1期の構成にのっとるべきだという意見、田中委員、山中委員、伴委員はどちらかという事務局のたたき台の方に寄った御意見であったということで、1週間時間を取って、各委員から構成、柱建てについて提案をしていただきたいということで先週の原子力規制委員会を終えたのですけれども、今日は資料2にそれぞれが書いてきたものについていますので、まず冒頭、伴委員はいないけれども、それぞれについて、その趣旨を説明して、その後、議論を進めていきたいと思えます。この中期目標については事務局の作業の時間も考えると、少なくとも構成については今日決めたいと思えますので、継続議論ということは余り念頭に置いていませんので、よろしくお願ひします。

資料2ですけれども、表紙の次（2枚目）、別紙のところからそれぞれ（委員の案が）並んでいて、とじている順に説明していこうと思えますけれども、先ほどお話ししたように私は第1期とほぼほぼ類似した分野と組織、当然、分野を意識すると組織構成もそれにのっとっていますので、組織構成に近いものになっていきます。4項目ないしはチャレンジものというのを1つ立てるとしたら5つ目ということですから、基本的には上の4つが提案で、場合によっては5つ目もあってもいいかなというのが提案。1つはDue processに関わるもの、透明性の確保、それから、透明性プロセスの適正さを守って向上させる、それから、独立性の確保、それから、継続的改善を進めるための技術的向上、安全文化醸成。人材育成等も含めますけれども、組織で言えば長官官房機能の業務計画の上にあるような形になります。

2つ目は原子力規制部ものですが、厳正かつ適正な規制の実施。

3つ目が放射線防護、緊急時対応、放射線防護グループの業務に関わります。

4つ目は、これはやはりこの組織のスタート点ですが、東京電力福島第一原子力発電所（1F）の廃炉における安全の確保と事故の分析。

5つ目、先ほどお話ししたように、新たなアプローチ、チャレンジものを目標として掲げるのであればということですが、1つの例は、新技術導入を促すメカニズムの創出と実行を掲げるかどうかで、場合によっては5番目もあってもいいかなというのが私の案です。

次に、田中委員、簡単に説明していただければ。

○田中委員

資料にあるとおりでございますが、第1期の中期目標がどんなのであったかもそれなりに参考にし、また、規制の確実な実行とか改善とかいうことも重要かと思つて、特に前文のところで、独立性、中立性、透明性等々は目標として挙げるよりは、こういうところにしっかりとベースとして書く方がいいのではないかと思つて前文として書いています。

1. と 2. は規制の確実な遂行と改善とニーズでございます。悩んだのが核セキュリティと保障措置（SG）のところをどう書くかというのがありますが、今の第1期（中期目

標)には書いているのですけれども、その下にある重点計画等見ると、項目が少ないので、これだけ別個に項目を挙げるのもどうかと思って、1. と2. の中に書き込んでございます。

3. は(放射線)防護とか緊急時対応のこと、4. は1F関係、5. はどうしようか悩んだのですけれども、人材確保とか育成も大事かと思って書きました。こんな感じです。

○更田委員長

山中委員。

○山中委員

先週から、もう一度、第1期中期計画、それから、他の、中期計画以外の業務計画ですとか、政策評価等の計画などを見させていただいて、考え直しまして、規制に関することが、項目がいくつにも分かれているというのは非常に外部の方にも分かりにくいですし、内部の職員にも理解しやすい大きな柱の方がいいかなということで、規制業務については1番目の厳格な規制業務の遂行を1つにいたしました。

2番目としては緊急時対応。

3番目としては、特別にやはり東京電力福島第一原子力発電所の事故を忘れないということで、廃炉の着実な実施と事故分析という項目を挙げさせていただきました。

それと、規制業務に関係するような組織・業務改善というのは、やはり次の5年間では重点的に行わないといけない項目かなということで、項目として挙げさせていただいて、5番目として、4番目に含めてもいいかなと思ったのですが、やはり次の5年間は技術の伝承と規制に関係するような人材育成が大切かなということで、5番目の項目として挙げさせていただきました。

私からは以上です。

○更田委員長

では、石渡委員。

○石渡委員

私の案は、分かりやすさと、さっぱりしていることを重点に、今の規制の組織の構成と、それから、従来からの継続性に配慮して、こういう枠組みを作ってみました。これには重要なものが、言葉としては抜けているものがございましてけれども、例えば、危機管理のようなことは1番目とか、人材育成のようなことは2番目とか、あと、保障措置については3番目と。最後の放射線(規制)というのは、当然、RI(放射性同位元素)を含むという意味でございます。

以上です。

○更田委員長

それから、伴委員ですけれども、伴委員のものが、おそらく5つの(案の)中では一番、前回の事務局のたたき台に近いというか、5つ並べてみると、5つ並べた表がA3(横長)の表で、事務局が表にまとめてくれていますが、構成としては一番特徴的と言える

だろうとは思いますが。

それで、これはやはりみんなのそれぞれのいいところをとってまとめようねだと構成がごちゃごちゃになるので、5つの中からどれがいいってやらないと駄目であろうと。まず、それぞれ、最後は点数制なのかどうか、2番目にいいものを言ってくれ、自分のものが一番いいとしても、2番目にいいと思うものをおっしゃってくださいと、そういう形になると思うのですが、5つを並べた上での感想というか、見解をそれぞれ言っていこうと思うのですけれども、いかがでしょうか。

では、今度は逆の順番で、石渡委員から。

○石渡委員

山中委員も考え直していただいたということで、伴委員を除いては大体どれも似たような構成になったというのが私の感想なので、どれをとってもそう違いはないには思うのですが、強いて上げれば、田中委員の案が私はなかなかいいのではないかと思います。

以上です。

○更田委員長

山中委員、お願いします。

○山中委員

大きな柱を建てていただいて分かりやすいということと言うと、更田委員長と田中委員のお2人なのかなという意見が、項目としては大きくなっているのかなという気がいたします。最初にお話をいたしましたように、規制について2つに項目が分かれているというのは若干まとめた方がいいと私は思っておりますので、更田委員長の案が（自分を除いて）1番といいますか、（自分を入れて）2番といいますか、そんな感じに思っております。もちろん伴委員、石渡委員の上げられた項目も当然、大きな柱の中に入ってくる小項目になってくるかと思っておりますけれども。

○更田委員長

田中委員、お願いします。

○田中委員

山中委員もまとめられたということで、規制に関係のところをまとめたらどうかという話だと思うのです。それもいいかなと思うのですけれども、そうすると心配なのは、中身の項目がたくさん出てくるのですね。重点計画等を作っていくときにどうかと思いながらも、私も2つに分けたのですけれども、1個でまとめるということがあってもいいのかなと思います。悩んだのは、石渡委員の中で、セキュリティとSGを特出しにするということも、メッセージ的には大分大きな意味があるので、そういうこともそれなりに意味があるものかなと思っています。私もそれは別出しにしていらないのですけれども、悩ましいところでした。

○更田委員長

2番手、特定できますか。自分以外の中ではこれが一番ましというのは。

○田中委員

2番目は更田委員長、山中委員、石渡委員とか、全部。

○更田委員長

伴委員以外というものです。

私は、前回の意見の色彩も反映して、当然そうなるのですけれども、私はこの中では自分のを横へ置くと、石渡委員のが一番フィットするのです。2番手どれですかと聞いてみると、これも見事に割れたなど。石渡委員は田中委員のが2番手、山中委員は私のが2番手、私は石渡委員のが2番手なので、さあ、3番手聞いてもしようがないですよ。ただ、いないから何とも言い難いだけれども、伴委員のを支持するという意見は4人中にはないという、平たく言ってしまうとそういうことだろうと思います。2番手まで割れると思わなかったのですけれども、ひとつひとつ行くと、原子力規制の厳正かつ的確な実施という形で石渡委員が書かれているもの、それから、山中委員の厳格な規制業務の遂行、田中委員の規制の確実な遂行、それから、私の2番目（2.）の厳正かつ適正な規制の実施、これは全て同じ項目で、これを分ける、分けないについて御意見があったけれども、どちらかという分けないで1つに書いておいた方がという意見が多かったように思います。

継続的改善とか基盤強化というのをどう捉えるか、規制実務を改善していくという捉え方と、それから、基盤の技術力向上であるとか、人材育成であるかというものを含むかということなのですが、それも各委員、田中委員が5番目で特出しはされていますね、人材育成が。ただ、山中委員も、技術の伝承、人材育成、ナレッジマネジメントと人材育成ですね。それから、伴委員の5.（5番目）で、私と石渡委員は人材育成等を特出しにはしてはいるのだけれども。私、人材育成を特出しにするのってどうなのかなと思ってはいるのですけれども。

山中委員。

○山中委員

私も悩んだところなのですが、私の項目で言うと、4.の中に5.を入れてしまうというのでも異存はございません。4.の中でもやはり人の問題は大事かなと思ったので、特出ししましたけれども。

○田中委員

組織と人材育成は重要ではあるのですけれども、特出しにするということも一案かと思えます。今、山中委員からあった、山中委員の4.のところに入るようなものかなと思えます。

○更田委員長

そして、ポイントになるのはPP（核物質防護）、SGをどうするかですが、細目が立つかどうか意外と、セキュリティ、それから、SGを細目に立てるのはなかなか難しいだろうとは思いますが、また、SGが抱えている課題は人材育成の方へ寄って行ってしま

うところもあるとは思いますが、セキュリティと保障措置を立てるのは明確なメッセージにはなるだろうとは思いますが、この点は御意見ありますか。

田中委員、いかがですか。

○田中委員

私の初めの案では1. と2. の中に入れていたのですが、外国等に、これを英語でやるかどうかは別にして、対外的な発信のメッセージ性ということでは、SGとセキュリティに対して一つの柱とすることは重要な意味があるかと思います。

○更田委員長

そして、1F、東京電力福島第一原子力発電所については、それぞれ皆さん上げているところで、これは異論のないところ。そして、緊急時（対応）をどこへ寄せるかというのはあると思うのですが、それぞれの方の説明であると、緊急時（対応）として1本立つのか。ただ、1本立てているところだと、今度、放射線規制がどこかへ隠れてしまっているようなところがあるのですが、この点は、石渡委員と私は放射線規制と緊急時（対応）が寄せて1本立っているという形で、田中委員もそうですね。3. がそうですね。山中委員のところはどこかへ隠れてしまっているのか。

○山中委員

気持ちとしては2. の中に入れたつもりなのです。

○更田委員長

これ、そうですね。緊急時ですね。そうすると、ここまで来ると、私の独断かもしれないので、意見をいただければと思いますけれども、石渡委員の5項目で、柱建ての文章をこのままにするかどうかは別として、石渡委員の5項目の前に田中委員の前文を付けてしまえば、4人のものはほとんど似たものになるように思うのですが、どうですか。石渡委員（※正しくは、田中委員）の前文に書かれていることは私の1. とほぼ同じなのです。田中委員の前文は私の1. と似たような趣旨であって、特にこういったものを、目標というよりは、当たり前の話というか、そういうことで前文で掲げるといふことだと思いますので。そうすると、他の方は特出しで触れてはいないけれども。伴委員は4.（4番目）とか5.（5番目）とかがそういう気持ちなのですかね、推測するにだけども。私の提案は、石渡委員の5項目の前に前文付けてというようなイメージですが、御意見があれば。いやいや、この方がという御提案もあれば。

○田中委員

確認で、先ほど、規制に対しては「確実な遂行」的な中に、改善等も含めてやったらどうかという話があったかと思うので、石渡委員の1. と2. は分かれている感じもするのですが、いかがですか。

○更田委員長

そうですね。田中委員のと石渡委員のが、1.、2. が分かれているわけですね。これを1つにまとめるか、あるいは分けておくか。

石渡委員。

○石渡委員

組織としては技術基盤グループというのがありますので、そういう研究方面ということを考えて、實際上、別組織で動いていますので、そういう意味で1、2とした面があります。もちろん一緒にしてしまってもいいのですけれども、一緒にすると、これがほとんど業務の大部分を占めるという形になりますので、私としては分けた方がいいのではないかと思います。

○更田委員長

石渡委員の1、2は田中委員の1、2と似通っていますね、非常にね。ですから、分けてあって構わないか、それとも寄せた方がいいか、山中委員は先ほど一本化した方がいいのではないかとしたことでしたけれども、細目を立ててみればいけるかなと思いますけれども、いかがですか。

○山中委員

私自身はまとめてそれほど違和感はないなと思って、余りばらばらにしない方がいいかなと思ったので、まとめたのですけれども、これは他の委員の御意見に従いますので。

○田中委員

先ほど申し上げたのですけれども、これまでのいろいろな重点計画等見ると、この分野の細目、結構多いのですね。まとめると、細目多くなっていることもありますが、それよりも1と2は関連しているところが多いですから、1個の柱の中であった方が、計画、あるいは評価しやすいのではないかと考えて、私は先ほど山中委員の考え方に賛同したところがございます。

○更田委員長

石渡委員は、この点、いかがですか。

○石渡委員

例えば、1と2をまとめて原子力規制ということで1項目にして、全部で4項目建てにしてという枠組みでも別に構わないとは思いますが。

○更田委員長

それでは、石渡委員のものが基本ですけれども、その1と2を寄せて、それに田中委員の前文の内容を付ける。これで、バナナのたたき売りの的ではあるけれども。

片山次長。

○片山原子力規制庁次長

片山でございます。

前文だけだと、それを受けた目標が書けないというところがありまして、更田委員長の案で言うところの1の長官官房でございますね。要するに、技術基盤グループ以外の長官官房業務というのも非常に大きな塊があるのですけれども、それが収まる場所がなくなってしまうのかというのが少し懸念でございます。

○更田委員長

それであれば、前文でなくて、別に私の1. でもそんなに大きな異論は出ないのだろうと思うのですけれども。

荻野長官、どうぞ。

○荻野原子力規制庁長官

荻野でございます。

更田委員長の1. もそうなのですが、ほかの委員の方で、組織業務の改善とか、組織体制に触れておられるところがあって、もちろん長官官房の業務はDue processに係るものでもあるのですけれども、同時にいろいろ、まさにインハウスものでどうするかということがございまして、それはもちろん中期目標の体系とは別にやるのだという考え方もありますけれども、その中でどう位置付けるかということはあるのだろうかなどは思います。

○更田委員長

1つ気になるところは、政策評価懇談会だけに限らず、外部から指摘を受けるものって、どちらかというとな中委員の前文であったり、私の1. であったり、Due processに関わるもの、プロセスの適正さに関してコメントを受けることが多くて、そうであれば、それは前文ではなくて中期目標の1項目として掲げておいてコメントを受けるというのが正しい姿勢なのではないかと思うのです。そうであれば、もう一つ違う案ですけれども、5つの柱建てにして、1つ目は私の1.、2つ目は石渡委員の1. と2. をあわせたもの、3.、4.、5. は石渡委員のものですね。先ほど田中委員の前文をという言い方をしましたけれども、そうではなくて、石渡委員のを4つにまとめて、その前に私の1. を置く。前文とするか、目標と掲げるかだけの違いですけれども、そこら辺ぐらいが着地点ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。何か御意見ありますか。

田中委員。

○田中委員

結構かと思えます。3. には核セキュリティ、プラス、SGも入れていただくことを確認してお願いします。

○更田委員長

櫻田技監。

○櫻田原子力規制技監

櫻田でございます。

更田委員長の1. と石渡委員の1. と2. をまとめたものを別項目にすると、先ほど石渡委員がおっしゃっていた技術基盤グループの安全研究はどちらに入ればいいのかというところが若干気になるので、そこを整理していただいた方がよろしいかと思えます。

○更田委員長

どうしても組織にスティックした議論が入ってきますね。どちらかというとな技術基盤グループも、技術基盤グループといってもいささか幅が広くて、要するに、安全研究をやっ

ているものと、例えば、事故事例、故障事例等のクリアリングハウスのような役割を担っている部分もあって、ただ、組織は1つなので、それを分けたくないというところはあるのですけれども、私はどっちかという技術基盤グループというのは1. 寄りかなというイメージがあるのですけれども、石渡委員はいかがですか。石渡委員の1. と2. の方のイメージですか。それとも私の1. の方のイメージですかね。

○石渡委員

それはなかなか難しいですね。

○更田委員長

だけれども、技術という観点からしたら、石渡委員の1. と2. に寄せた方が書きやすいかもしれない。どちらかという、1. というのは割と長官官房寄りのイメージを持っているのですけれども。そうすると、1番が私の1番(1.)で、プロセスに関わるもの。2番が石渡委員の1. と2. をあわせたもので、技術基盤グループの活動を含む。3番が石渡委員の3. プラスSG。4. は1F。5. が放射線規制と、ここへ緊急時(対応)が入るのだらうと思いますけれども。

村山参事官、キャッチしましたか。それで明確ですか。

○村山長官官房政策立案参事官

理解しました。

○更田委員長

項目(柱)建てがこれから、やはりこうしようとなると、結構、村山参事官のところ引き付け起こすのだらうと思うのですけれども、そうは言っても、細目次第ではというところはあると思いますが、まず事務局に細目を含めた案を整えて提案をしてもらうに当たって、最後に申し上げた5項目の構成で事務局の案を作ってもらおうと思いますけれども、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、いつ出てくるかって、どのくらいの作業期間を考えていますか。

○村山長官官房政策立案参事官

政策評価担当の村山でございます。

政策評価懇談会の方なのですけれども、こちらの懇談会の委員の先生方の日程を既に調整しておりまして、その関係で本年11月の中旬には、いずれにしても案を御用意する必要があると思っておりますので、本年11月の2週(第2水曜)辺り(11月13日)の原子力規制委員会では御用意できるのではないかと思います。

○更田委員長

というか、逆に次の次の原子力規制委員会でやっておかないと、政策評価懇談会に臨めない、そういうことですよ。

○村山長官官房政策立案参事官

はい。おっしゃるような事情でございます。

○更田委員長

分かりました。

では、改めて申し上げます。先ほど申し上げた5つの項目で、事務局には次の次の原子力規制委員会を目途に骨子の案を作ってもらおうと思います。ありがとうございました。

3つ目の議題ですけれども、3つ目の議題は、「特定重大事故等対処施設等が法定の期限内に完成しないことに対する九州電力株式会社からの文書の提出及び今後の対応について」。

説明は、森下原子力規制企画課長から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

資料3に基づいて説明いたします。

「1. 経緯」でございますけれども、第36回の原子力規制委員会におきまして、特重施設（特定重大事故等対処施設）の経過措置期間が満了する日に定期検査により使用を停止していることが確実な証拠、これは下の方（注釈）に書いてありますけれども、設置者が表明した文書ということで、明らかになっている施設には重ねて使用の停止を命ずることはしない方針を了承していただきました。

これに関しまして、別紙1ということで後ろ（2枚目）についておりますけれども、本年10月23日に九州電力から資料が提出されてまいりました。

2. の今後の対応につきましての案でございますけれども、川内原子力発電所1・2号機につきまして、満了日には定期検査により使用を停止していることが提出された資料によって明らかであると言えます、後でもうちょっと説明いたしますけれども。したがって、案といたしましては、重ねて使用の停止を命ずることはしないこととしたいと考えております。

なお、今後でございますけれども、本件と同様の案件におきまして今回の九州電力と同等の文書が提出された場合にも、事業者から提出された文書を速やかに原子力規制委員会に報告する形で処理することとしたいと考えております。

次のページ（2枚目）が別紙1でございますけれども、九州電力から特重施設、それから、特重施設と同じ法定期限が切られている第3直流電源（常設直流電源設備（3系統目））について、法定期限内に完成しないということから、別紙のとおりの対応を行うこととしたいということで、次のページ（3枚目）の別紙でございますけれども、1つ目、定期検査につきましてですけれども、経過措置期間が満了する日までに停止して定期検査を開始するという、川内原子力発電所1号機につきましては、期間の満了が来年3月17日ですけれども、定期検査をその前日の来年3月16日から開始、2号機も同じく（期間の満了が）来年5月21日になっておりますけれども、（定期検査を）その前日の来年5月20日から開始をするということ。

それから、2つ目が冷温停止の維持ということで、この期間が満了する日の24時までには原子炉を冷温停止として、使用前検査に合格するまではその状態を維持するという事。

それから、3つ目ですけれども「3 特重施設等の使用前検査合格後の対応」ということで、検査に合格後は発電を再開するという事でございます。

説明は以上でございます。

○更田委員長

今後の対応で2点あって、まず1点目は、今回の川内原子力発電所1・2号機に関して、九州電力から提出された文書があるということで、これを前提として考えて、重ねて使用の停止を命ずることはしないと。これは前回、第36回の原子力規制委員会で方針は立てていたところですが、文章を御覧いただいて、重ねて命令を出さないということでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それから、2点目、今後、これは仮定の話ですが、同様の文書が出てきて、同じような状態になった場合には、このケースにおいても重ねて命令を発出するわけではなくて、こういった文書の提出があったということを報告してもらおうということで進めたいという方針ですが、この点について御意見なり、異論はありますでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

それでは、今後の対応について、事務局案を了承します。ありがとうございました。

4つ目の議題ですが、「東京電力福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則及び告示の一部改正並びにこれらに係る意見募集の実施について」。

説明は、竹内東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長から。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

福島第一原子力発電所事故対策室の竹内から御説明いたします。

タイトルは、今、更田委員長から御紹介ありましたとおりでございまして、福島第一原子力発電所における規制の見直し等に伴う関係規則と告示の改正、それから、意見募集を行うことについて御説明いたします。

1. の経緯でございますけれども、今年5月29日の原子力規制委員会におきまして、福島第一原子力発電所の規制の見直しの方向性についてお諮りしまして、大きく2点ございます。

(1) が、今、福島第一原子力発電所5・6号機は、もう原子炉に燃料を装荷しないということですので、5・6号機も含めて福島第一原子力発電所全体を、実施計画を中心として一体的に規制するという事、それから、(2) といたしましては、福島第一原子力発電所につきましては、引き続き実施計画の遵守状況の検査による監視を行うこととしま

して、来年から導入される原子力規制検査（新しい検査制度）については適用しないということ、が了承されまして、関係法令の整備を行うことについて御指示を受けておりました。このうち、1F政令（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令）につきましては、本年10月2日の原子力規制委員会の方で改正案が了承されております。

2. でございますけれども、今回お諮りしたいのは、意見募集を行いたいのは大きく2つございまして、（1）の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（1F規則）の一部を改正する規則、それから、（2）といたしましては、その規則にぶら下がります告示（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（1F告示））の一部を改正する告示、この2点でございます。

（1）の見直しの大きな要点といたしましては、①、②、③にございますように、1. で御説明いたしました規制の見直しに伴う改正内容を反映するということ。

それから、②といたしましては、新しい検査制度の導入に伴いまして、他の事業規則等で（改正した内容について）1F規則にも反映すべき点がございますので、それに合わせた反映と。

それから、③といたしましては、福島第一原子力発電所構内における事業所内運搬ですけれども、これを施設の状況に応じて、より適切な内容とするための改正、この3点でございます。

（2）も同じような観点で、1F告示につきましても改正をするというものでございます。

本日、これについて御説明して、意見募集を行いたいというものでございまして、具体的内容につきましては、別紙1（で1F規則）、別紙2で1F告示の新旧（対照表）をお付けしておりますけれども、内容につきましては、1枚めくっていただきまして（通しの3ページ以降）、別表1の1F規則、別表2の1F告示の改正内容について、ポイントを絞って御説明したいと思います。

通し番号3ページの別表1でございます。1F規則でございますけれども、第2条といたしましては、これは用語の定義でございまして、今回の他の事業規則の改正を踏まえまして、品質マネジメントシステムを定義付けているということと、あと、廃止措置対象施設というものについても定義しております。

それから、これは措置を講ずべき事項（東京電力株式会社に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項）でも定めておりますけれども、1Fにおいて設計上考慮する事象、自然現象と火災とか、そういったものを、発生時における保全の措置を講ずるといった用語の定義をしております。

それから、今申し上げました廃止措置対象施設につきましては、1F政令の方で、実施計画側で認可を受けて、廃止措置計画（※正しくは、廃止措置に関する事項）について認可するという、実施計画側に寄せることを改正いたしましたので、これにつきましても、施

設単位として廃止措置対象施設というものとして定義したものでございます。

次に第3条でございます。こちらは記録でございます。こちらは政令の方で、5・6号機につきましても1～4号機と同等に扱うということで、運転しないということになりますので、原子炉の運転に伴って、これまで要求していた記録等を削除するというものでございます。

それから、第5条ですけれども、これは本年9月25日の原子力規制委員会に、意見募集について諮られました原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（品証規則）ですけれども、これにつきましても、1Fに適用することとして今回改正をしております。

それから、次の第12条でございますけれども、これは他の事業規則において、これまで巡視・点検と保守管理というのは別の条文になっておりましたところを、それを統合させるということで、こちらの1Fについても同じような改正をしております。

それから、1Fにつきましては、今後、施設管理に係る責任をより明確化するために、事業者による検査というのを1F規則上でも明確化いたしました。

それから、第13条の2でございますけれども、これは先ほどの第2条の定義で御説明しましたけれども、1Fにおける設計上考慮する事象というのが措置を講ずべき事項で定められておりますので、そういったものが発生したときの保全に関する措置を規定に盛り込むこととしました。

それから、次に、第14条でございますけれども、これは運転責任者、運転に関する規定でございますけれども、1Fにつきましては、今後、原子炉の運転は行わないということで、運転責任者の名称を「運転管理責任者」と（改正するものです）。これは水処理設備等、オペレーションがありますので、原子炉の運転責任者ではなくて、施設の「運転管理責任者」と名称を変更いたしまして、それから、その判定基準につきましても、原子炉の運転というよりは、1Fの施設に合わせた判定基準というのを設けるというものでございます。

3ページから4ページにわたりまして、これは他の事業規則でも改正されておりますけれども、運転員だけでなく、その他の従業員についても、運転上必要な事項について遵守させるという改正を行っております。

それから、第14条の2でございますけれども、こちらは事業所内運搬、これまでは実用炉規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）の事業所内運搬に関する規定を1Fでは適用しておりましたけれども、より施設の状況に応じて合理的な措置ができるように例外規定を設けるものです。実施計画まで（※正しくは、実施計画に定めた上で、）必要な措置を講ずることができるという改正をしております。

それから、第15条ですけれども、こちらは貯蔵に関するところですが、廃止措置計画が認可された場合は（※正しくは、廃止措置対象施設については）、この貯蔵における規定の適用から外すといったような改正をしております、この（表の）「第15条」（という記載）の下に小さい字で書いてありますけれども、第3条の記録や第12条の施設管理、そ

れから、先に説明いたしました運転に（関する規定に）つきましても、廃止措置対象施設として認可を受ければ、規定の適用を外すといった改正をしております。

それから、第16条でございますけれども、これは他の事業規則において、廃棄を行う場合の講ずべき措置の実施状況について、廃棄前に確認を行うということが新たに追加されましたので、1F規則でも同様に反映しております。

それから、第17条の2ですが、これは原子炉主任技術者の選任の要求でございますけれども、5・6号機につきましても、これまでは運転を前提にした規制内容になっておりましたけれども、今後は1～4号機と同様、（複数号機で）兼任することを可能とするような改正をしております。

次の第18条、こちらは事故報告でございますけれども、5・6号機が技術基準の維持義務の規定から外れるということになりましたので、それに関連する安全上重要な機器のトラブル、こういった規定を外しております。

それから、次の第18条の2ですが、これは実施計画の遵守状況の検査に関する規定でして、これまで1F規則では、実施計画の遵守状況の検査のうち、使用前検査でありますとか、施設定期検査でありますとか、そういったものは条文ごとにそれぞれ置いておりましたけれども、今後は実施計画検査ということで1つの条にまとめて規定することといたします。内容的な変更といたしましては、これまで施設定期検査は定期的に毎年申請に基づき実施しておりましたけれども、今後はこの申請というものもなくしまして、原子力規制委員会の方で確認が必要な施設に対して主体的にそれを選定して、適切な時期に検査を実施するように改正しております。

それから、すみません、御説明が漏れましたけれども、保安検査、また、PP検査等については、通年で実施できるように、これまでの（保安検査でいえば）年4回というのではなくて、1年を通して検査ができるように改正しております。

最後の第42条及び別記様式、これは検査官の身分証ということで、これは原子力規制検査の条文を準用しておりますので、それに合わせた改正ということでございます。

以上が1F規則の変更点でございます。別表2の1F告示につきましても、1F規則の変更に合わせまして、運転管理責任者の認定基準でありますとか、あとは、事業所内運搬に関するところ、これは実用炉の事業所内運搬の告示（工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示）を反映しているというものでございます。

第14条につきましても、これは（検査官の）権限に関する規定を、原子力規制検査での事業所内の立入りといった、そういったこと（原子力規制検査導入に伴う関係法令の改正内容）を反映した内容でございます。

以上が1F規則及び1F告示の改正点でございます。2ページ目を御覧いただければと思います。

本日、この改正内容についてお認めいただけましたら、明日10月31日から11月29日の30

日間につきまして意見募集を行いまして、その後、パブリックコメントの意見等を反映いたしまして、できますならば本年12月にはお諮りし、（改正について）決定をいただきたいと考えております。

それから、（通しの2ページの4.の）（2）にありますように、今後の福島第一原子力発電所における検査の内容につきましては、引き続き検討を行っております、こちらにつきましても、要領として原子力規制委員会に別途お諮りしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

○田中委員

1点質問させてください。1ページ目のところで改正の要点というのがあって、①、②、③と書いていて、3つ目の核燃料物質等の運搬については、施設状況に応じたより適切な規制を実施するための改正をすると、これは大変重要かと思うのですが、具体的にどんなことが起こりそう、あり得そうなのでしょうか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

これまでもそうですが、少しそこは1F規則の解釈で運用していたところではあるのですが、例えば、1Fというのは、管理区域のほかに管理対象区域、これは法令の用語には出てこないのですが、実施計画の中で管理区域と同等の管理を行うということで、そこで働く従事者の方はマスク等の防護をしておりますけれども、実用炉規則の事業所内運搬の規定を適用しますと、そこ（管理対象区域）が管理区域の外では、基本、管理区域の外に応じた運搬方法が要求されるのですが、例えば、がれきの運搬なんかは容器にきちんと収納しなさいといったような要求がありますが、1Fでは必ずしもそういうところができない部分もあります。わざわざ収納していると、なかなか作業が進まないという点もございましたので、そういったところを明確に実施計画の中で規定して、速やかに廃炉作業を進めるようにしたというものでございます。

○田中委員

分かりました。

もう一個分からないのは、関連してですけれども、1F規則の文章を見ると、通しの36ページかな、第14条の2の中に「原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、原子力規制委員会が適当と認める措置」というのがありますね。こういう言葉があるのですが、また、第14条の2第2項、次の通しの38ページですが、見ると「原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずること」と書いていて、この文章の書き方が若干違うのですが、これは内容的には同じなのですか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

今、田中委員の御指摘の通しの36ページ、第14条の2のただし書きの部分ですが、こちらは、先ほど私が御説明しましたが、実施計画側でこういった運搬の措置を講ずると

いったことで認可を受ければ、それができると。ただし、通しの38ページでございます原子力規制委員会の承認を受けるというのは、これは実用炉規則でもこの規定はありますけれども、これは当該措置を、何かこれ（第14条の2において規定する事業所内運搬に関する措置）によらない措置を講ずる場合は、特別に承認を受けて個別に認可を受ける必要があるという意味では、一括的なやり方を実施計画で認可するのか、個別ごとに認可をするかという、その違いかと考えております。

○更田委員長

ほかにありますか。

よろしければ、別紙1及び別紙2の1F規則及び1F告示の一部改正について、事務局案を了承し、改正案について意見募集を行うこととしたいと思いますが、よろしいですか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

では、その旨、手続を進めてください。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

承知いたしました。ありがとうございます。

○更田委員長

5つ目の議題は、「令和元年度第2四半期の保安検査の実施状況等について」。

核燃料施設等監視担当の門野管理官から報告をしてもらいます。

○門野原子力規制部検査グループ安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

それでは、資料5をお願いします。

核燃料施設等監視担当の門野でございます。

第2四半期の保安検査の結果でございますけれども、1. に書いてありますとおり、保安規定違反の監視に該当するものが3件ございました。

それから、2. の運転上の制限の逸脱に関する立入検査結果なのですけれども、運転上の制限を逸脱した事象が4件発生ということでございます。

下に表がございましてけれども、実用発電用原子炉施設が監視1件、それから「核燃料施設等」と書いていますけれども、これは東京電力福島第一原子力発電所の監視案件が2件、合わせて3件ということでございます。

それでは、具体的な内容について簡潔に御報告します。2ページ目をお願いいたします。

2ページ目は、第1四半期で報告させていただきました、中国電力の島根原子力発電所の平成24年度分のみ放射線に関する記録が廃棄されていたという問題でございますけれども、これは保管期間10年で登録するところを、5年ということで登録をしてしまったために、平成30年に誤って廃棄してしまったということです。

ただ、この保管義務には、条文に該当して違反しておりましたけれども、元のデータやチャートの記録がありましたので、それで原子力安全に影響を及ぼしていないということは確認できたことから、「違反（監視）」とさせていただきます。

それから、3ページ目を御覧ください。東京電力福島第一原子力発電所における5・6号機の送電線での発煙の事象でございます。

これは双葉線と呼ばれる6万6000Vで受電する外部電源でございますが、この引留鉄構の取替工事を行った際に、防食層の保護装置と呼ばれる雷に対する保護装置と、あと、アース線を接地する計画だったものでございますけれども、アース線を誤った位置に接続したままで復旧をしたものですから、復旧をした2日後に、3相あるケーブルヘッドのうち黒相のケーブルヘッドから発煙しているということを見つけたものでございます。

応急措置としては、当日中に接地線を取り付け直して、当該双葉線の1号線については、受電を再開しておりますけれども、同じく双葉線の2号線についても、実はアース線が誤った位置に取り付けられておまして、それも応急措置をして、本年6月26日に受電を再開したというようなことになりました。

保安規定違反の判定としては、当該工事において、アース線の接地というものについては、通常、図面等でお互いに認識し合いながら、工事を指示したり、工事の作業をするのですけれども、口頭の指示で行われていたこと。

それから、実際に工事が終わった後に外観の確認をするのは、基本、立ち会いでやるところを記録確認ということで行ったために、先ほどのアース線の誤接続というものが発見されないままになっていたということでございました。

ただ、結果的には外部電源喪失には至らなかったということと、速やかに応急措置を完了して受電状態に復帰しておりましたので、原子力安全には影響はありませんでしたということで、「実施計画違反（監視）」と判定をしました。

それから、4ページ目でございますが、同じく東京電力福島第一原子力発電所の管理対象区域における飲料水の摂取でございます。

これは構内の5・6号機の警備員の詰所、さらには1～4号機も同じく警備員の詰所において、管理対象区域の中にウォーターサーバとクーラーボックスが設置されていて、実際に警備員の方が飲料水を摂取していたということでございます。これは、そもそも1F規則にも抵触をしているということでございました。

実際にその飲料水を飲んだ方については、速やかにホールボディカウンタ等を行って、内部被ばく等の影響はなかったということは事業者が確認しております。

ただ、その下（の「※2」）に書いてございますように、本年6月には、電気品室のイエローゾーン（Yゾーン）と呼ばれるところで靴を履かずに靴下のまま入ってしまったということや、あと、車両誘導員の方がAPD（個人線量計）やガラスバッジ（積算線量計）を未装着で実際に作業をしていたとか、そういったことも多発して散見されておりますので、この件も含めて「実施計画違反（監視）」と判断をしております。

それから、引き続いて、5ページ目以降は、もう既にトピックス（配付資料「原子力施設等におけるトピックス」）で御報告している運転上の制限の逸脱でございますので、簡潔に御報告します。

まず、5ページ目が、関西電力の高浜発電所における蒸気発生器の蒸気流量の警報が出たり、出なかつたりしていた問題でございますが、これは結果的には、入力カードと呼ばれる電子基板を取り替えたのですけれども、そういったことが起こったときには、保安規定に基づいて指示が低下した信号を使用しないようにして、切り離して、それから、もう一方の系統によって出力される状態にしておけばよいということですから、そういった行動を事業者がきちんととっていることを我々も立入検査で確認しました。

それから、6ページでございまして、四国電力の伊方発電所の3号機の高圧注入ポンプの、これはA号機の定期試験をやったときよりも、「3B」と呼ばれるB号機の定期試験をやったときに白煙の量が多かったということで、これは動作不能とその当時の運転員は判断をしたものでございます。

ただし、実際にそのポンプを見たところ、内部の油分が運転に伴って霧状となって排出されたものであることが確認されておりまして、ポンプ自体には何の影響もなかったということでございます。

それから、次の7ページが東京電力福島第一原子力発電所の5号機の「非常用ディーゼル発電機(B)」でございます。これについては、潤滑油に燃料の油が入っていたというものでございましたけれども、安全上の問題はございませんでした。

それから、最後に、同じく東京電力福島第一原子力発電所の2号機の窒素封入信頼性工事に対する運転上の制限の逸脱ですけれども、これは隔離弁の銘板を間違えて付けていたということがありまして、30分間窒素の封入ができなかったということでございますけれども、その後の復帰は速やかに行われていたというものでございます。

以上でございますが、最後に、すみません、10ページと11ページに、先ほど申しました島根原子力発電所の保安規定違反を新しい検査制度で評価した場合にどうなるかという評価をしてございます。

10ページを御覧ください。

ステップ1では、パフォーマンス欠陥はあるかどうかということについては、当然、法令に抵触しておりますし、これについては、合理的に予測可能で、予防する措置は講じられるということから、パフォーマンス欠陥に該当しますけれども、ステップ2で具体的な影響があったのかということに対しては、具体的な放射線安全に関する影響というものは及ぼしていないということで、検査の指摘事項にはならず、軽微なパフォーマンス欠陥という判断をしてございます。

私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

直接報告の内容に関わるものではないけれども、3ページに東京電力福島第一原子力発電所の5・6号機送電線での発煙事象と。グラウンド(接地)がきちんととれていなかった、接地されていなかったというもので、起きたことはとてもシンプルなのですけれども、

シンプルだけに、何でこんなことが、そもそも電気屋でしょうという。

これは開閉所側なので、原子力施設の方としてのことになっているけれども、また、さらに、廃炉カンパニー（東京電力ホールディングス福島第一廃炉推進カンパニー）の人がやったのか、ないしは東京電力ホールディングスのほかの人が来てやったのか。協力会社が実際の工事には当たっているのだらうと思いますけれども、グラウンドがとれているかどうかを記録確認したって、確認の意味（がない）。余りにシンプルだけに、原因を求めるとしたら、人が足りていないのではないかと。

というのは、今、東京電力の廃炉カンパニーでは、福島第一原子力発電所では組織体制変更の議論が進められているけれども、総人数は変わらなくて、並べ替えですという議論なのだけれども、そもそも全体のキャパが、人が足りていないのではないかという疑問を持たざるを得ないですね。

本当にグラウンドが、接地がきちんとできていませんでしたと。その確認を怠りましたと。このこと自体は、繰り返しますけれども、極めてシンプルだけれども、人が足りていないということを示唆させられて、東京電力に対して確認していかなければいけないのだけれども、その前段として、監視・評価検討会（特定原子力施設監視・評価検討会）等には出席をしてもらっているけれども、1Fの事務所長（福島第一原子力規制事務所長）、固有名詞で言うと小林所長、1回原子力規制委員会へ来て、今、ふだん見ていることを話してくれないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。竹内室長、アレンジしてもらえますか。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長

1F室（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）、竹内です。

小林所長には、毎回、今、監視・評価検討会には出席いただいて、現場の意見というのを指導していただいておりますけれども、原子力規制委員会ですということであれば、現状を含めて、全体的なところを一度お話をさせていただきたいと思っています。

○更田委員長

準備もあるでしょうから来週とは言わないけれども、機会を捉えて小林所長に来てもらって。というのは、伴委員は監視・評価検討会に出ているけれども、なかなか原子力規制委員会全体として、1Fの事務所（福島第一原子力規制事務所）の人、地方事務所の人たちが何を見ているかという声はなかなか届きにくいところもあるので、1回小林所長に来てもらって、今、ふだん何を見ていて、何を懸念しているかということを直接伝えてもらいたいと思いますので。

石渡委員。

○石渡委員

5 ページ目の高浜発電所の運転上の制限逸脱ということは、これは4号機ということなのですけれども、例の蒸気発生器の細管というのですか、あれの傷が見つかったという話とは関係があるのですか、ないのですか。

○武山原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視担当の武山です。

今、高浜発電所のSG（蒸気発生器）の損傷については、原因を調査中ではありますが、余り直接的には関係はないのではないかなと私自身は思っています。

○石渡委員

そうですか。同じ蒸気発生器なのですか、これは。

○武山原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

同じ蒸気発生器です。

○石渡委員

そうですか。では、調査中だということですね、そちらの方は。

○武山原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

そうでございます。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、保安検査等について報告を受けたということで、ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何かありますでしょうか。

石渡委員。

○石渡委員

今、高浜発電所の話が出たのですけれども、高浜発電所でもう一つ、先月の19日に、トンネル内の工事現場で10人ぐらいの方が酸欠の症状で病院に運ばれたという事象がございました。これについて、最近の報道で排気の装置を一切付けずに工事をしていたというような報道があったのですけれども、これは事実なのですか。確認はできているのでしょうか。

○村田長官官房総務課事故対処室長

事故対処室、村田でございます。

新聞報道でそういう報道がなされたというのは我々も承知をしているのですけれども、これは関西電力の方も、まだその報告をまとめていない状況でして、我々がお話を聞いてはいません。ニュースソースがどこであるのかは、我々も把握をしていない状況です。対策等、原因を含めて、今後、まとまってくれば、我々の方も話を聞いて御報告したいと思っています。

○石渡委員

そうですか。よろしく申し上げます。

○更田委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。